CZ-4-3
1200404246538
CZ 4 3
禁覆

第四十四回
第四十五回 国会制定法

第四十四回国会会期 昭和三十八年十月十五日から 昭和三十八年十月二十三日（解散）まで 昭38 法169・法170

第四十五回国会会期 昭和三十八年十二月四日から 昭和三十八年十二月十八日まで 昭38 法171―法183

参議院法制局

第四十四回国会制定法

会　期　昭和三十八年十月十五日から
　　昭和三十八年十月二十三日（解散）まで

参議院法制局

CZ
4
3

320.91
Sa594k

凡例

一、本書は、第四十四回国会(臨時会)(昭和三十八年十月十五日から昭和三十八年十月二十三日(解散)まで)を通過成立した法律二件(閣法一件・衆法一件)―昭和三八年法律第一六九号・同第一七〇号―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次(法律の公布番号順)、件名索引(五十音順)及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「(衆法)」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出のものであることを示し、その他は、内閣提出のものである。

国会図書館
39.3.18
国会図書館

637041

目　次

法律第百六十九号　衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法（昭和三十八年十月二十四日公布）（衆法）……一
法律第百七十号　オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年十月二十四日公布）……三

件名索引（五十音順）

（お）

○オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・一〇・二四・法一七〇）……三

（し）

○衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法（昭三二八・一〇・二四・法一六九）（衆法）……一

部門別索引

（注）第四十四回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二租税・専売の二部門に分類して掲載した。

第一　憲　　法

○衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法（昭三八・一〇・二四・法一六九）（衆法）……一

第二　租税・専売

○オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・一〇・二四・法一七〇）……三

法律第百六十九号（昭三八・一〇・二四）

◎衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法（衆法）

（この法律の趣旨）

第一条　この法律の施行の日以後はじめて行なわれる衆議院議員の総選挙については、この法律に規定する特例によるほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号。以下「基準法」という。）の定めるところによる。

（投票所の開閉時間）

第二条　前条の総選挙について、法第四十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「午後六時」とあるのは、「午後八時」と読み替えるものとする。

（連呼行為）

第三条　第一条の総選挙について、法第百四十条の二の規定を適用する場合においては、同条ただし書中「おいてする場合」とあるのは、「おいてする場合並びに午前九時から午後五時までの間に限り第百四十一条第三項《自動車、拡声機及び船舶の使用》の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」と読み替えるものとする。

2　法第百四十条の二ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努め、支障のないようにしなければならない。

3　第一条の総選挙について、法第百四十一条の三の規定を適用する場合においては、同条ただし書中「但し、」とあるのは、「但し、第百四十条の二ただし書の規定により自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること及び」と読み替えるものとする。

（選挙運動用ポスターの制限）

第五条　第一条の総選挙については、法第百四十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2　第一条の総選挙について、法第百四十四条第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「第一項のポスター」とあるのは、「前条第一項第五号のポスター」と読み替えるものとする。

（ポスターの掲示制限）

第六条　第一条の総選挙については、法第百四十三条第一項第五号のポスターは、法第百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につき一枚を限り掲示する場合のほかは、掲示することができない。

2　前項の規定に違反してポスターを掲示した者は、二年以下の禁錮又は三千円以上五万円以下の罰金に処する。

（ポスター掲示場）

第四条　第一条の総選挙について、法第百四十三条の規定を適用する場合においては、同条第一項第四号中「演説会の開催中及び街頭演説の場所においてその演説中」とあるのは「演説会の開催中」と、同条第六項中「会場又は場所」とあるのは「会場」と読み替えるものとする。

第七条　第一条の総選挙について、法第百四十四条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項中「一箇所以上設けなければならない。」とあるのは、「三箇所以上五箇所以内設けなければならない。た

だし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、その数を減ずることができる。」と読み替えるものとする。

第八条　第一条の総選挙について、法第百四十四条の二の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、土地又は工作物の所有者、管理者又は居住者は、ポスターの掲示場の設置に関し、事情の許す限り協力しなければならない。

2　第一条の総選挙について、法第百四十四条の二第一項の規定によるポスターの掲示場が設置されたときは、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示があつた後、直ちに、ポスターの掲示場の設置場所につき、公職の候補者が知ることができるよう適当な措置を講じなければならない。

（新聞広告）

第九条　第一条の総選挙について、法第百四十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「衆議院議員及び」とあるのは、「衆議院議員の選挙にあつては五回」と読み替えるものとする。

（経歴放送）

第十条　第一条の総選挙について、法第百五十一条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「概ね十回」とあるのは、「ラジオ放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九条第一項第一号イに規定する標準放送をいう。）により概ね十回及びテレビジョン放送（同号ハに規定するテレビジョン放送をいう。）により概ね三回」と読み替えるものとする。

（個人演説会の制限）

第十一条　第一条の総選挙について、法第百六十四条の二第五項及び第六項の規定を適用する場合においては、同条第五項中「立札一箇を」とあるのは「立札二箇をなるべくすみやかに」と、同条第六項中「ちようちん（一箇に限る。）及び同条同項第五号《選挙運動用ポスター》のポスター」とあるのは「ちようちん（一箇に限る。）」と読み替えるものとする。

（街頭演説の場所の確保の除外）

第十二条　第一条の総選挙については、法第百六十四条の九の規定は、適用しない。

（連呼行為の制限）

第十三条　第一条の総選挙について、法第百六十五条及び法第百六十五条の二の規定を適用する場合においては、これらの規定中「街頭演説」とあるのは、「街頭演説（第百四十条の二ただし書の規定により自動車の上においてする連呼行為を含む。）」と読み替えるものとする。

（推薦団体の選挙運動の規制）

第十四条　第一条の総選挙については、法第二百一条の四第六項第一号の規定は、適用しない。

（政党その他の政治団体の政治活動の規制）

第十五条　第一条の総選挙について、法第二百一条の五第一項の規定を適用する場合においては、同項ただし書中「左の各号に掲げる政治活動につき」とあるのは、「左の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間」と読み替えるものとする。

2　第一条の総選挙について、法第二百一条の五第二項の規定を適用する場合においては、同項中「使用することができる。」とあるのは、「使用することができる。ただし、前項第四号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。」と読み替えるものとする。

3　第一条の総選挙について、法第二百一条の十二の規定を適用する場合においては、同条第二号中「並びに第二百一条の五《総選挙における政治活動の規制》第一項第四号（第二百一条の七第一項において準用する場合を含む。）のポスター及び同項第五号」とあるのは、「及び第二百一条の五《総選挙における政治活動の規制》第一項第五号」と読み替えるものとする。

（執行経費の基準）

第十六条　第一条の総選挙について、基準法第八条の二の規定を適用する場合においては、同条中「一投票区」とあるのは「一掲示場」と、「一区　三千円　二市　二千五百円　三町村　二千円」とあるのは「一区　五千円　二市　四千五百円　三町村　三千五百円」と読み替えるものとする。

2　第一条の総選挙について、基準法第九条の二の規定を適用する場合においては、同条中「三百円」とあるのは、「千円」と読み替えるものとする。

3　第一条の総選挙について、基準法第十四条の規定を適用する場合においては、同条の表の衆議院議員選挙の欄中「四〇〇」とあるのは「一日につき一、二〇〇」と、「一、二〇〇」とあるのは「一日につき一、二〇〇」と、「一日につき三五〇」とあるのは「一日につき一、〇〇〇」と読み替えるものとする。

4　第一条の総選挙については、基準法第十条の二及び基準法附則第三項の規定は、適用しない。

第十七条　第一条の総選挙について、基準法第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定によつて算出したそれぞれの額に、これらの額と、投票所、開票所、選挙会、選挙公報の発行、演説会及び立会演説会その他の事務に従事する者の超過勤務手当、これらの事務に使用する労務者その他の者に支給する報酬その他これらの事務に要する経費につき政令で定める基準に従い給与改訂、物価変動等を勘案して算定した適正な経費の額との差額をそれぞれ加算するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百七十号（昭三八・一〇・二四）

◎オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律

オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律（昭和三十八年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「両切り紙巻たばこ」の下に「又はフィルター付き紙巻たばこ」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

第四十五回国会制定法

会　期（昭和三十八年十二月　四　日から）
　　（昭和三十八年十二月十八日まで）

参　議　院　法　制　局

凡例

一、本書は、第四十五回国会（特別会）〔昭和三十八年十二月四日から昭和三十八年十二月十八日まで〕を通過成立した法律十三件〔閣法十一件　衆法二件〕―昭和三八年法律第一七一号から同第一八三号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「（衆法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものである。

目　次

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭和三十八年十二月十九日公布）……一
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年十二月二十日公布）（衆法）……一
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年十二月二十日公布）……三
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年十二月二十日公布）……五
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年十二月二十日公布）……一七
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年十二月二十日公布）……二一
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年十二月二十日公布）……二三
昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭和三十八年十二月二十日公布）……二五
砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭和三十八年十二月二十日公布）……二八
国会職員法の一部を改正する法律（昭和三十八年十二月二十一日公布）（衆法）……三〇
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十八年十二月二十一日公布）……三〇
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年十二月二十一日公布）……三三
生活環境施設整備緊急措置法（昭和三十八年十二月二十四日公布）……三九

法律第百七十一号
法律第百七十二号
法律第百七十三号
法律第百七十四号
法律第百七十五号
法律第百七十六号
法律第百七十七号
法律第百七十八号
法律第百七十九号
法律第百八十号
法律第百八十一号
法律第百八十二号
法律第百八十三号

件名索引（五十音順）

（注）○印は、第四十五回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて改正された法律を示す。
例えば、
△教科書の発行に関する臨時措置法（昭二三―法一三二）の一部改正（昭三八―法一八二）とあるのは、昭和三十八年法律第百八十二号（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律）によつて、教科用の発行に関する臨時措置法（昭二三―法一三二）が一部改正されたことを示す。

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七四）……五
△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三一―法一五四）の一部改正（昭三八―法一七四）……一六

（き）

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭三八・一二・二一・法一八二）……三
△教科書の発行に関する臨時措置法（昭二三―法一三二）の一部改正（昭三八―法一八二）……一七

（け）

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七七）……三
△検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三一―法一五七）の一部改正（昭三八―法一七七）……二五

（こ）

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七二）（衆法）……一
○国会職員法の一部を改正する法律（昭三八・一二・二一・法一八〇）（衆法）……三〇
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭三八―法一七四）……二六
△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三一―法一二八）の一部改正（昭三八―法一七二）……二
△国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭三二―法一二九）の一部改正（昭三八―法一七二）……二

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七六）……三
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七九）……二六

（し）

○昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三八・一二・二〇・法一七八）……二五
△市町村立学校職員給与負担法（昭二三―法一三五）の一部改正（昭三八―法一八一）……三三
△就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭三八・一二・二一・法一八一）……三〇

（昭三一―法四〇）の一部改正（昭三八―法一八二）……三六

（せ）

○生活環境施設整備緊急措置法（昭三八・一二・二四・法一八三）……三九

（と）

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七三）……三

（の）

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭三八・一二・一九・法一七一）……一

（ほ）

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七五）……一七

△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三一―法一五五）の一部改正（昭三八―法一七五）……二〇

（も）

△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭三八―法一八二）……三七

△文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭二四―法一四九）の一部改正（昭三八―法一八二）……三八

△盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭二九―法一四四）の一部改正（昭三八―法一八二）……三八

部門別索引

（注）一、第四十五回国会を通過成立した法律を、第一国会、第二行政一般、第三地方制度、第四司法・法務、第五教育・文化、第六厚生、第七租税・専売、第八農林・水産及び第九国防の九部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によって改正された法律を示す。

例えば、

△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三一―法一二八）の一部改正（昭三八―法一七二）とあるのは、昭和三十八年法律第百七十二号（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律）によって、国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三一―法一二八）が一部改正されたことを示す。

第一　国　会

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七二）（衆法）……一

△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三一―法一二八）の一部改正（昭三八―法一七二）……二

△国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭三一―法一二九）の一部改正（昭三八―法一七二）……二

第二　行政一般

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七三）……三

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七四）……五

△一般職の職員の給与に関する法律（昭三一―法一五四）の一部を改正する法律（昭三八―法一七四）……一六

○昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三八・一二・二〇・法一七八）……二五

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七六）……二

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七七）……三

△検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三一―法一五七）の一部改正（昭三八―法一七七）……三五

第四　司法・法務

第五　教育・文化

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭三八・一二・二一・法一八一）……三〇

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭三八・一二・二一・法一八二）……三三

△教科書の発行に関する臨時措置法（昭二三―法一三二）の一部改正（昭三八―法一八二）……三七

△市町村立学校職員給与負担法（昭二三―法一三五）の一部改正（昭三八―法一八一）……三一

△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭三八―法一八二）……三七
△文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭二四―法一四九）の一部改正（昭三八―法一八二）……三八
△盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭二九―法一四四）の一部改正（昭三八―法一八二）……三八
△就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭三二―法四〇）の一部改正（昭三八―法一八二）……三八

第六　厚　生

○生活環境施設整備緊急措置法（昭三八・一二・二四・法一八三）……三九

第七　租税・専売

○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七九）……三八

第八　農林・水産

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭三八・一二・一九・法一七一）……一

第九　国　防

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三八・一二・二〇・法一七五）……一七
△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三一―法一五五）の一部改正（昭三八―法一七五）……二〇

法律第百七十一号（昭三八・一二・一九）

◎農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

1　政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十八年度において、一般会計から、八十八億一千万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百七十二号（昭三八・一二・二〇）

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律

（衆法）

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第一条　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「通信をなすため、通信費として月額五万円」を「通信をなす等のため、通信交通費として月額十万円」に改める。

第十一条中「通信費」を「通信交通費」に改める。

第十一条の二第一項前段中「それぞれその前日」の下に「（以下これらの日について同じ。）」を加え、同項後段中「任期が満限に達し、」を削り、「死亡し、又は衆議院の解散により任期が終了し」を「又は死亡し」に改め、同条第二項中「任期満限、」を削り、「、死亡又は衆議院の解散による任期終了」を「又は死亡」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日に在職した各議院の議長、副議長及び議員で当該任期満限又は衆議院の解散による選挙により再び各議院の議員となつたものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き国会議員の職にあつたものとする。

第十一条の二に次の一項を加える。

3　第十一条の四の規定により期末手当を受けた各議院の議長、副議長及び議員が第一項の規定による期末手当を受けることとなるときは、これらの者の受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により受けた期末手当の額が前項の規定による期末手当の額以上である場合には、第一項の規定による期末手当は支給しない。

第十一条の三を第十一条の五とし、第十一条の二の次に次の二条を加える。

第十一条の三　六月一日から六月十四日までの間又

は十二月一日から十二月十四日までの間に、各議院の議員の任期が満限に達し、又は衆議院の解散によりその任期が終了したときは、その任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日に在職する各議院の議長、副議長及び議員は、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ在職したものとみなし、前条の期末手当を受ける。

第十一条の四　六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間に、各議院の議員の任期が満限に達し、又は衆議院の解散によりその任期が終了したときは、その任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日に在職する各議院の議長、副議長及び議員は、六月十六日又は十二月十六日からそれぞれその任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第十一条の二第二項の規定により算出した金額を、期末手当として受ける。

（国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部改正）

第二条　国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭和三十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「四万五千円」を「六万円」に改める。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第三条　国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三万五千九百円」を「三万八千五百円」に、「一万八千百三十円」を「一万九千六百三十円」に改める。

第三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、議員の任期が満限に達した日又は衆議院が解散された日に在職した国会議員の秘書でその満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び国会議員の秘書となつたものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、その者は引き続き国会議員の秘書の職にあつたものとする。

第四条第二項各号列記以外の部分中「（三月十五日に在職する者が受けるべき勤勉手当の額については、次に掲げる割合に三分の二を乗じて得た割合）」を削る。

第五条の二第二項中「議員の任期満了による選挙がその任期の終る日の前に行われた場合において国会議員の秘書として引き続き在職するもの」を「再び国会議員の秘書となつたもの」に改め、同条第三項を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

2　昭和三十八年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて各議院の議長、副議長及び議員に支払われた歳費、期末手当及び通信費又は改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定に基づいて国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、それぞれ改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定による歳費、期末手当及び通信交通費又は改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定（次項の規定を含む。）による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

3　改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律（以下「新給料法」という。）第一条の規定による給料月額（以下「新給料月額」という。）を基礎として改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律（以下「旧給料法」という。）第五条の二第一項の規定を算出した昭和三十八年十月二十三日の衆議院の解散に係る期末手当（以下「解散手当」という。）の額と、新給料月額を基礎として旧給料法第三条及び第五条の二第三項の規定を適用して計算した同年十二月十四日を支給期日とする期末手当（同日前一月以内に退職し、又は死亡した者に係る期末手当を含む。以下「年末手当」という。）の額との合計額が、新給料法の規定を適用して計算した当該解散手当の額及び当該年末手当の額の合計額をこえることとなる国会議員の秘書については、新給料法の規定にかかわらず、当該解散手当の額は新給料月額を基礎として旧給料法第五条の二第一項の規定を適用して計算した額とし、当該年末手当の額は新給料月額を基礎として旧給料法第三条及び第五条の二第三項の規定を適用して計算した額とする。

4　昭和三十八年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、改正前の国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の規定に基づいて各議院の議長及び副議長並びに常任委員会及び特別委員会の委員に支払われた審査雑費は、改正後の国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の規定による審査雑費の内払とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

前の国会議員の秘書の給料等に関する法律（以下「旧給料法」という。）第五条の二第一項の規定を適用して計算した昭和三十八年十月二十三日の衆議院の解散に係る期末手当（以下「解散手当」という。）の額と、新給料月額を基礎として旧給料法第三条及び第五条の二第三項の規定を適用して計算した同年十二月十四日を支給期日とする期末手当（同日前一月以内に退職し、又は死亡した者に係る期末手当を含む。以下「年末手当」という。）の額との合計額が、新給料法の規定を適用して計算した当該解散手当の額及び当該年末手当の額の合計額をこえることとなる国会議員の秘書については、新給料法の規定にかかわらず、当該解散手当の額は新給料月額を基礎として旧給料法第五条の二第一項の規定を適用して計算した額とし、当該年末手当の額は新給料月額を基礎として旧給料法第三条及び第五条の二第三項の規定を適用して計算した額とする。

4　昭和三十八年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、改正前の国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の規定に基づいて各議院の議長及び副議長並びに常任委員会及び特別委員会の委員に支払われた審査雑費は、改正後の国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の規定による審査雑費の内払とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百七十三号（昭三八・一二・二〇）

◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十九万円」を「三十万円」に改める。

第四条第二項中「六千二百円」を「七千円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	四〇〇、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	三〇〇、〇〇〇円
人事院総裁	
内閣官房長官	
総理府総務長官	
内閣法制局長官	二五〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員長	
宮内庁長官	
検査官（会計検査院長を除く。）	
人事官（人事院総裁を除く。）	二二〇、〇〇〇円

政務次官 内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	一八〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 式部官長	一六〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会会委員 東宮大夫	一四〇、〇〇〇円

別表第二

官職名	俸給月額
大使	五号俸　二五〇、〇〇〇円 四号俸　一八〇、〇〇〇円 三号俸　一六〇、〇〇〇円 二号俸　一四〇、〇〇〇円 一号俸　一二〇、〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額
公使	四号俸　一八〇、〇〇〇円 三号俸　一六〇、〇〇〇円 二号俸　一四〇、〇〇〇円 一号俸　一二〇、〇〇〇円
秘書官	八号俸　八一、〇〇〇円 七号俸　七三、五〇〇円 六号俸　六六、〇〇〇円 五号俸　五九、〇〇〇円 四号俸　五二、〇〇〇円 三号俸　四五、〇〇〇円 二号俸　三八、五〇〇円 一号俸　三三、五〇〇円

附則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

2　改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十八年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百七十四号（昭三八・一二・二〇）

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「行政職俸給表㈠」を「前条の規定に基づく人事院規則で指定する官職を除くほか、行政職俸給表㈠に、「前条」を「第六条」に改め、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二　行政職俸給表㈠の適用を受ける職員の占める官職のうち事務次官その他の官職で人事院規則で指定するものは、一等級の官職とし、これらの官職を占める職員の俸給月額は、同表一等級の特号俸の額とする。

2　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員の占める官職のうち東京大学の学長その他の官職で人事院規則で指定するものは、一等級の官職とし、これらの官職を占める職員の俸給月額は、人事院規則の定めるところにより、同表一等級の特一号俸又は特二号俸の額とする。

第十二条第二項中「七百五十円」を「九百円」に、「その額が三百円に満たないときは二百円」を「その額が三百円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、その額が三百五十円に満たないときは三百五十円）」に改め、同条第三項中「二百円」を「三百円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、三百五十円）」に改める。

第十九条の三を削る。

第十九条の四第一項後段中「職員で人事院規則で定めるもの」を「職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）」に改め、同条第二項中「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十九条の三とし、第十九条の次に次の一条を加える。

3　前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の五第一項後段中「職員で人事院規則で定めるもの」を「職員（人事院規則で定める職員を除く。）」に改め、同条第二項中「、左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合」を「百分の三十」に改め、各号を削り、同条を第十九条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定の職員についての適用除外）

第十九条の五　第八条、第十条から第十三条の二まで、第十六条、第十七条第二項、第十八条、第十九条の二及び前条の規定は、第六条の二の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員には適用しない。

2　第十六条、第十七条第二項、第十八条及び第十九条の二の規定は、第十条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員には適用しない。

第二十三条第二項、第三項及び第五項中「及び扶養手当」を「、扶養手当及び期末手当」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で期末手当の支給日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	94,100	68,100	47,100	32,700	24,300	19,200	16,100	12,000
2	97,800	71,600	49,600	34,800	26,300	20,700	17,100	12,400
3	101,500	75,100	52,200	36,900	28,300	22,300	18,100	12,800
4	105,200	78,600	54,800	38,900	30,300	24,000	19,200	13,200
5	108,900	82,100	57,400	40,800	32,200	25,800	20,700	13,600
6	112,600	85,600	60,100	42,700	34,100	27,600	22.200	14,300
7	116,300	89,100	62,800	44,500	36,000	29,400	23,700	15,200
8	120,000	92,600	65,500	46,300	37,800	31,100	25,300	16,100
9	123,700	95,700	68,200	48,100	39,400	32,800	26,900	17,000
10		98,300	70,700	49,900	40,800	34,200	28,400	17,900
11		100,300	72,700	51,700	42,100	35,600	29,500	18,800
12		101,800	74,700	53,500	43,300	36,800	30,600	19,800
13		103,300	76,500	55,300	44,200	37,700	31,700	20,900
14			78,000	57,100	45,000	38,400	32,400	21,900
15				58,800	45,700	39,100	33,100	22,500
16				60,400	46,400	39,800		23,100
17				61,800	47,100			23,600
18				62,900				
特	160,000							

備考　(一)　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二)　この表の1等級の特号俸は、第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のみに適用する。

ロ　行政職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等等	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	26,000	19,300	16,300	12,200	10,500
2	27,500	20,500	17,300	12,800	10,900
3	29,100	21,700	18,300	13,400	11,300
4	30,700	23,200	19,300	14,000	11,700
5	32,300	24,600	20,300	14,700	12,200
6	33,800	26,000	21,300	15,500	12,700
7	35,300	27,300	22,500	16,300	13,200
8	36,600	28,600	23,700	17,100	13,700
9	38,000	29,900	24,800	18,000	14,500
10	39,400	31,100	25,700	18,900	15,200
11	40,500	32,200	26,600	19,600	15,900
12	41,400	33,300	27,400	20,200	16,500
13	42,300	34,200	28,200	20,800	17,100
14	43,200	35,200	28,900	21,400	17,600
15	44,100	36,100	29,600	22,100	18,100
16	45,000	36,800	30,300	22,800	18,600
17	45,800	37,400	31,000	23,500	19,100
18	46,500	38,000	31,600	24,200	19,600
19	47,200	38,600	32,100	24,900	20,100
20	47,900	39,100	32,600	25,600	20,600
21	48,600	39,600	33,100	26,200	21,200
22	49,300	40,100	33,600	26,800	21,900
23	49,900	40,600	34,100	27,400	22,600
24	50,500	41,100	34,600	27,900	23,300
25	51,100	41,600	35,100	28,400	24,000
26	51,700			28,900	24,600
27					25,200
28					25,700
29					26,200
30					26,700

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	57,400	47,100	36,900	28,300	22,300	18,100	13,000
2	60,100	49,600	39,000	30,300	24,000	19,200	13,500
3	62,800	52,200	41,100	32,300	25,800	20,700	14,000
4	65,500	54,800	43,200	34,300	27,600	22,200	14,500
5	68,200	57,400	45,100	36,300	29,400	23,700	15,200
6	70,700	60,100	46,900	38,200	31,200	25,300	16,100
7	72,700	62,300	48,700	40,000	33,000	26,900	17,000
8	74,700	64,000	50,500	41,500	34,800	28,400	17,900
9	76,500	65,700	52,300	43,000	36,400	29,800	18,800
10	78,000	67,000	54,100	44,400	37,800	31,200	19,800
11		68,300	55,900	45,500	38,800	32,500	21,200
12		69,600	57,700	46,400	39,600	33,300	22,500
13		70,900	59,300	47,300	40,400	34,100	23,300
14			60,900	48,000	41,200	34,700	23,900
15			62,300	48,700	41,900	35,300	24,500
16			63,400				

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	57,400	47,100	36,900	24,400	18,100	15,100	13,700
2	60,100	49,600	39,000	26,300	19,300	16,100	14,100
3	62,800	52,200	41,100	28,300	20,800	17,100	14,500
4	65,500	54,800	43,200	30,300	22,400	18,100	15,100
5	68,200	57,400	45,100	32,300	24,100	19,300	16,100
6	70,700	60,100	46,900	34,300	25,900	20,800	17,100
7	72,700	62,300	48,700	36,400	27,700	22,300	18,100
8	74,700	64,000	50,500	38,200	29,500	23,900	19,300
9	76,500	65,700	52,300	40,000	31,200	25,600	20,800
10	78,000	67,000	54,100	41,800	32,900	27,300	22,300
11		68,300	55,900	43,600	34,600	29,000	23,900
12		69,600	57,700	45,000	36,300	30,700	25,600
13		70,900	59,300	46,200	37,900	32,400	27,300
14			60,900	47,100	39,300	34,100	29,000
15			62,300	47,800	40,300	35,800	30,700
16			63,400	48,500	41,300	37,300	32,400
17				49,200	42,300	38,500	33,900
18				49,900	43,300	39,400	35,400
19				50,600	44,100	40,200	36,600
20				51,300	44,900	41,000	37,600
21				52,000	45,600	41,800	38,300
22					46,300	42,500	39,000
23					47,000	43,200	39,700
24					47,700	43,900	40,400
25					48,400	44,600	41,000
26					49,100	45,300	41,600
27						46,000	42,200
28						46,700	42,800
29							43,400
30							44,000

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	27,800	20,600	15,600	11,900
2	29,800	21,800	16,500	12,500
3	31,800	23,000	17,500	13,000
4	33,700	24,300	18,500	13,600
5	35,500	26,000	19,500	14,200
6	37,200	27,800	20,600	14,800
7	38,800	29,600	21,700	15,600
8	40,400	31,400	22,900	16,400
9	41,500	33,000	24,100	17,200
10	42,600	34,600	25,500	18,100
11	43,700	36,000	27,000	19,100
12	44,800	37,300	28,400	20,100
13	45,900	38,600	29,500	21,100
14	46,900	39,400	30,600	22,100
15	47,900	40,200	31,600	23,100
16	48,900	41,000	32,600	24,100
17	49,900	41,800	33,600	25,000
18	50,800	42,500	34,600	25,900
19	51,700	43,200	35,300	26,800
20	52,600	43,900	36,000	27,600
21	53,500	44,600	36,700	28,400
22	54,300	45,200	37,300	29,200
23	55,100		37,900	30,000
24				30,600

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	94,100	47,200	33,900	27,700	18,000	13,600
2	97,800	49,900	36,500	30,100	19,200	14,400
3	101,500	52,700	39,100	32,500	20,400	15,400
4	105,200	55,500	41,800	34,900	21,900	16,400
5	108,900	58,300	44,500	37,300	23,600	17,500
6	112,600	61,100	46,900	39,700	25,300	18,600
7	116,300	63,900	48,900	42,100	27,100	19,900
8	120,000	66,700	50,900	43,900	29,000	21,500
9	123,700	69,500	52,900	45,600	31,000	23,200
10		72,300	54,900	47,300	33,000	25,000
11		75,100	56,900	48,900	35,000	26,800
12		77,900	58,900	50,500	37,000	28,700
13		80,700	60,900	52,100	39,000	30,600
14		83,500	62,900	53,700	40,400	32,400
15		86,200	64,900	55,300	41,600	34,200
16		88,900	66,700	56,900	42,700	35,700
17		91,300	68,500	58,500	43,800	37,000
18		93,400	70,100	60,100	44,900	38,100
19		95,500	71,500	61,700	46,000	39,200
20		97,600	72,900	63,100	47,000	40,200
21		99,600	74,100	64,500	48,000	41,100
22		101,500	75,300	65,900	49,000	41,900
23		103,300		67,200	49,900	42,700
24				68,300	50,800	43,500
25				69,300	51,700	44,300
26						45,000
特1	170,000					
特2	180,000					

備考　(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二)　この表の1等級の特1号俸及び特2号俸は、第六条の二第二項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のみに適用する。
(三)　この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額	8等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	57,400	47,100	36,900	28,300	22,300	18,100	13,300	11,400
2	60,100	49,600	39,000	30,300	24,000	19,200	13,800	11,800
3	62,800	52,200	41,100	32,300	25,800	20,700	14,300	12,300
4	65,500	54,800	43,200	34,300	27,600	22,200	15,100	12,800
5	68,200	57,400	45,100	36,300	29,400	23,700	15,900	13,300
6	70,700	60,100	46,900	38,200	31,200	25,300	16,900	13,800
7	72,700	62,300	48,700	40,000	33,000	26,900	17,900	14,300
8	74,700	64,000	50,500	41,500	34,800	28,400	19,000	14,800
9	76,500	65,700	52,300	43,000	36,400	29,800	20,300	15,700
10	78,000	67,000	54,100	44,400	37,800	31,200	21,700	16,700
11		68,300	55,900	45,500	38,800	32,500	23,100	17,700
12		69,600	57,700	46,400	39,600	33,300	24,500	18,700
13		70,900	59,300	47,300	40,400	34,100	25,900	19,900
14			60,900	48,000	41,200	34,800	27,300	21,200
15			62,300	48,700	41,900	35,500	28,300	22,300
16			62,400		42,600	36,200	29,300	23,300
17					43,300	36,900	30,200	24,200
18						37,500	30,900	25,100
19						38,100	31,600	26,000
20							32,200	26,800
21							32,800	27,600
22							33,400	28,200

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	50,500	37,800	27,900	20,000	14,200
2	53,300	40,500	30,300	21,300	14,600
3	56,100	43,100	32,800	22,700	15,300
4	58,900	45,700	35,100	24,100	16,200
5	61,700	48,100	37,400	25,900	17,400
6	64,500	50,300	39,600	27,700	18,700
7	67,300	52,400	41,800	29,500	20,000
8	70,000	54,300	44,000	31,400	21,100
9	72,600	56,200	45,900	33,300	22,200
10	75,200	58,000	47,200	35,100	23,400
11	77,500	59,800	48,500	36,600	24,800
12	79,400	61,400	49,700	38,000	26,200
13	81,200	62,700	50,800	39,300	27,500
14	82,900	64,000	51,700	40,400	28,800
15	84,500	65,100	52,600	41,300	30,100
16	86,000			42,200	31,300
17	87,400			43,100	32,400
18					33,400
19					34,300
20					34,900
21					35,500

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	39,400	16,700	12,800
2	41,300	18,000	13,200
3	43,200	19,000	13,600
4	45,100	20,000	14,300
5	47,000	21,100	15,100
6	49,100	22,700	16,000
7	51,200	24,300	17,000
8	53,300	26,000	18,100
9	55,400	27,900	19,200
10	57,500	29,900	20,400
11	59,700	31,900	22,000
12	61,900	33,800	23,700
13	64,100	35,700	25,500
14	66,100	37,600	27,200
15	68,100	39,200	28,900
16	70,100	40,800	30,600
17	72,100	42,400	32,300
18	73,800	44,100	34,000
19	75,400	45,700	35,600
20	76,800	47,400	36,700
21	78,200	49,100	37,600
22	79,500	50,900	38,500
23	80,700	52,700	39,400
24		54,500	40,100
25		56,400	40,700
26		58,300	41,300
27		60,200	41,900
28		62,100	42,500
29		63,400	
30		64,700	
31		66,000	
32		67,200	
33		68,300	
34		69,400	

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	31,200	14,300	12,800
2	33,100	15,400	13,200
3	35,000	16,700	13,600
4	36,800	18,000	14,300
5	38,500	18,900	15,100
6	40,200	19,800	16,000
7	41,900	20,800	17,000
8	43,600	22,300	18,000
9	45,300	23,800	19,000
10	47,000	25,300	20,000
11	48,700	27,200	21,400
12	50,400	29,200	22,800
13	52,200	31,100	24,400
14	54,100	33,000	26,000
15	56,000	34,800	27,500
16	57,900	36,600	28,900
17	59,800	38,200	30,100
18	61,700	39,700	31,300
19	63,000	41,100	32,400
20	64,300	42,500	33,300
21	65,600	43,900	34,100
22	66,900	45,300	34,800
23	68,000	46,600	
24	69,100	47,800	
25	70,000	49,000	
26	70,900	50,200	
27		51,400	
28		52,500	
29		53,600	
30		54,700	
31		55,700	
32		56,700	
33		57,600	
34		58,500	
35		59,400	
36		60,200	

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　研究職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	94,100	43,500	26,800	16,500	13,600	12,000
2	97,800	45,600	28,800	17,700	14,400	12,400
3	101,500	47,700	31,000	18,900	15,400	12,800
4	105,200	49,800	33,200	20,200	16,400	13,200
5	108,900	51,900	35,400	22,000	17,500	13,600
6	112,600	54,200	37,600	23,900	18,600	14,400
7	116,300	56,500	39,800	25,800	19,900	15,400
8	120,000	59,100	41,600	27,700	21,500	16,400
9	123,700	62,300	43,300	29,600	23,200	17,400
10		65,500	44,900	31,600	25,000	18,400
11		68,700	46,400	33,600	26,800	19,400
12		72,100	47,900	35,600	28,700	20,600
13		75,500	49,400	37,600	30,600	21,700
14		78,900	50,900	39,200	32,400	22,800
15		82,300	52,400	40,700	34,200	23,500
16		85,700	53,900	42,200	35,700	24,100
17		88,600	55,400	43,700	37,000	24,700
18		91,400	56,800	45,200	38,100	
19		93,500	58,200	46,600	39,200	
20		95,200	59,600	47,900	40,200	
21		96,800	61,000	49,100	41,100	
22		98,400	62,300	50,300	42,000	
23		100,000	63,500	51,300	42,800	
24			64,600	52,200	43,600	
25			65,600	53,100	44,400	
26				54,000	45,100	
27				54,800		

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	94,100	63,900	44,500	33,900	20,400
2	97,800	66,700	47,200	36,500	21,900
3	101,500	69,500	49,900	39,100	23,600
4	105,200	72,200	52,600	41,800	25,300
5	108,900	74,800	55,300	44,500	27,700
6	112,600	77,400	58,000	46,900	30,100
7	116,300	80,000	60,600	48,900	32,500
8	120,000	82,600	63,200	50,900	34,900
9	123,700	85,200	65,800	52,900	37,300
10		87,800	68,400	54,900	39,700
11		89,800	70,900	56,900	42,100
12		91,800	73,400	58,900	43,900
13		93,500	75,300	60,900	45,600
14		95,200	77,000	62,400	47,300
15		96,800	78,500	63,900	48,900
16		98,400	80,000	65,300	50,500
17		100,000	81,400	66,700	52,100
18			82,800	68,000	53,600
19			84,100	69,200	55,000
20				70,300	56,300
21				71,400	57,500
22					58,500
23					59,500

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ　教育職俸給表(四)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	75,000	39,100	27,700	19,000	14,300
2	77,800	41,800	30,100	20,000	15,400
3	80,600	44,500	32,500	21,100	16,700
4	83,400	46,900	34,900	22,700	18,000
5	86,100	49,100	37,300	24,300	19,000
6	88,800	51,300	39,700	26,000	20,000
7	91,200	53,500	42,100	27,900	21,100
8	93,400	55,900	44,500	29,900	22,700
9	95,500	58,300	46,900	31,900	24,300
10	97,600	61,100	48,900	33,800	26,000
11	99,600	63,900	50,900	35,700	27,900
12	101,500	66,700	52,900	37,600	29,600
13	103,400	69,500	54,900	39,200	31,300
14		72,300	56,900	40,800	33,000
15		75,100	58,900	42,400	34,800
16		77,900	60,900	44,100	36,600
17		80,700	62,900	45,700	37,800
18		83,500	64,900	47,400	38,900
19		86,200	66,700	49,100	39,900
20		88,900	68,500	50,900	40,900
21		91,000	70,100	52,700	41,800
22			71,500	54,500	42,700
23			72,900	56,400	43,600
24			74,100	58,300	44,500
25				60,200	45,400
26				62,100	46,300
27				63,400	
28				64,700	
29				66,000	
30				67,200	
31				68,300	
32				69,400	

備考　この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	51,100	36,500	22,400	16,100	13,600	12,400
2	54,000	38,700	24,400	17,100	14,300	12,800
3	56,900	40,900	26,400	18,100	15,200	13,200
4	59,700	43,100	28,400	19,200	16,100	13,600
5	62,500	45,100	30,400	20,700	17,000	14,300
6	65,300	47,100	32,300	22,200	18,000	15,200
7	68,000	49,100	34,200	23,700	19,100	16,100
8	70,000	51,000	36,100	25,500	20,400	17,000
9	72,000	52,800	37,900	27,300	21,800	17,700
10	73,600	54,600	39,500	29,200	23,300	18,300
11	75,200	56,400	41,000	31,000	24,800	18,900
12	76,700	57,800	42,400	32,600	26,400	19,500
13	78,000	59,100	43,600	34,000	28,000	20,000
14		60,300	44,700	35,300	29,300	
15		61,500	45,600	36,200	30,400	
16		62,600	46,500	37,100	31,400	
17			47,300	38,000	32,100	
18			48,100	38,800	32,800	
19				39,600	33,400	
20				40,400	34,000	
21				41,200		
22				41,900		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	29,800	22,100	15,400	12,800
2	31,800	23,800	16,300	13,400
3	33,800	25,800	17,200	14,000
4	35,800	27,800	18,100	14,600
5	37,700	29,700	19,200	15,400
6	39,400	31,500	20,500	16,200
7	41,100	33,300	21,900	17,100
8	42,700	35,000	23,300	18,000
9	44,100	36,600	24,700	19,000
10	45,400	38,000	26,200	20,100
11	46,700	39,400	27,600	21,200
12	48,000	40,400	29,000	22,300
13	49,300	41,200	30,200	23,400
14	50,600	42,000	31,200	24,400
15	51,800	42,700	32,000	25,300
16	52,800	43,400	32,800	25,800
17	53,700	44,100	33,500	26,300
18	54,600	44,800	34,200	
19	55,500	45,500	34,900	
20	56,400	46,200		
21	57,300	46,900		
22	58,200			
23	59,100			
24	60,000			

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

（高等学校等の教諭等の号俸の切替え等）

2　昭和三十八年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において、その属する職務の等級が教育職俸給表(二)の二等級である職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、その者が切替日の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定により受ける号俸（以下この項において「旧号俸」という。）の号数に一を加えて得た号数の号俸とし、その者に対する切替日以降における最初の法第八条第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の切替え等）

3　切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（昇給期間の短縮）

4　昭和三十七年九月三十日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）による改正前の法の規定により附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（同日において改正前の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。））以降における最初の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号俸等の調整）

5　切替日から施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（切替日前の異動者等の号俸等の調整）

6　昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号俸等の調整）

7　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令

に従つて定められたものでなければならない。

（人事院規則への委任）

8　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の内払）

9　改正前の法の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

10　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八項中「第十九条の四」を「第十九条の三」に、「改正後の法第十九条の五第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の五第二項及び第二十三条第二項から第五項まで中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と」を「改正後の法第十九条の四第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第二十三条第二項及び第三項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の法第二十三条第四項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第二十三条第五項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」とに改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、附則第二十項の規定による暫定手当の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該暫定手当の額とする。

附則別表

俸給表 ＼ 職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表(一)		1—13	1—14	1—19	5—19	9—19	12—18	
行政職俸給表(二)	5—29	11—29	14—29	21—30	28—33			
税務職俸給表	1—10	1—13	1—17	3—17	7—18	10—18		
公安職俸給表(一)	1—10	1—13	1—17	5—21	10—26	13—28	16—30	
公安職俸給表(二)	1—10	1—13	1—17	3—17	7—20	10—22	16—25	20—25
海事職俸給表(一)	1—17	2—17	7—18	12—20	18—24			
海事職俸給表(二)	7—26	12—25	17—26	23—26				
教育職俸給表(一)		1—23	3—24	6—28	12—28	15—27		
教育職俸給表(二)	1—23	12—21	18—31					
教育職俸給表(三)	1—27	15—38	18—25					
研究職俸給表		1—22	5—27	12—30	15—29			
医療職俸給表(一)		1—16	1—19	3—23	10—26			
医療職俸給表(二)	1—13	1—16	7—21	12—25	15—23			
医療職俸給表(三)	2—24	7—24	13—21	17—19				

備考　本表中「1—13」等とあるのは、「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百七十五号（昭三八・一二・二〇）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第六条の二」を「第六条の三」に、「「前条」とあるのは「前二項」と」を「「第六条」とあるのは「第六条第三項」と」に改める。

第十四条第二項中「及び第十六条から第十九条の三まで」を「、第十六条から第十九条の二まで及び第十九条の五第二項」に、「及び第十九条の二第二項」を「、第十九条の二及び第十九条の五第二項」に、「、第十九条の三」を「、第十九条の五第二項」に改める。

第十八条第二項中「三千二百五十円」を「三千五百八十五円」に改める。

第十九条の二第二項中「第十九条の四及び第十九条の五」を「第十九条の三及び第十九条の四」に、「第十九条の四第二項」を「第十九条の三第一項中「第二十三条第七項」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十三条第六項」と、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第二項」に、「第十九条の五第二項」を「同法第十九条の四第二項」に改める。

第二十三条第二項中「事務次官及び議長にあつては俸給を、参事官等、事務官等及び幹部自衛官にあつては俸給及び扶養手当を、陸曹等にあつては俸給、扶養手当及び営外手当をいう。」を「事務次官及び議長にあつては俸給及び期末手当を、参事官等、事務官等及び幹部自衛官にあつては俸給、扶養手当及び期末手当を、陸曹等にあつては俸給、扶養手当、営外手当及び期末手当をいう。」に改め、同条第四項中「俸給等」の下に「（期末手当を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

6　第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で期末手当の支給日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、政令で定める職員については、この限りでない。

第二十四条第二項中「俸給等」の下に「（期末手当を除く。以下次項において同じ。）」を加える。

第二十五条第二項中「六千三百円」を「七千四百円」に改める。

第二十九条中「において準用する同法第五十九条第二項」を削り、「同法第六十六条第五項」を「同条第五項」に、「第五十九条第二項の規定による」を「第六十六条第五項の」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

事務次官、議長及び参事官等俸給表

俸号 ＼ 官職・職務の等級	事務次官・議長	参事官等 1等級	参事官等 2等級	参事官等 3等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	160,000	76,200	52,700	29,400
2		80,100	55,500	31,600
3		84,000	58,400	33,900
4		87,900	61,300	36,500
5		91,800	64,200	38,900
6		95,700	67,200	41,300
7		99,600	70,200	43,500
8		103,500	73,200	45,600
9		107,000	76,200	47,700
10		109,900	79,000	49,800
11		112,100	81,300	51,800
12		113,800	83,600	53,800
13		115,500	85,500	55,800
14			87,200	57,800
15				59,800
16				61,800
17				63,800
18				65,800
19				67,600
20				69,100
21				70,400

別表第二　自衛官俸給表

号俸 ＼ 階級	陸将・海将・空将 甲 俸給月額	陸将・海将・空将 乙 俸給月額	陸将補・海将補・空将補 俸給月額	1等陸佐・1等海佐・1等空佐 俸給月額	2等陸佐・2等海佐・2等空佐 俸給月額	3等陸佐・3等海佐・3等空佐 俸給月額	1等陸尉・1等海尉・1等空尉 俸給月額	2等陸尉・2等海尉・2等空尉 俸給月額	3等陸尉・3等海尉・3等空尉 俸給月額	1等陸曹・1等海曹・1等空曹 俸給月額	2等陸曹・2等海曹・2等空曹 俸給月額	3等陸曹・3等海曹・3等空曹 俸給月額	陸士長・海士長・空士長 俸給月額	1等陸士・1等海士・1等空士 俸給月額	2等陸士・2等海士・2等空士 俸給月額	3等陸士・3等海士・3等空士 俸給月額
1	111,200	82,500	66,500	54,600	47,300	42,500	34,500	27,600	25,400	20,100	17,100	15,900	13,500	12,300	11,400	10,800
2	115,600	86,500	69,600	57,500	49,700	44,800	36,800	29,700	26,100	21,900	18,300	17,000	14,600	12,800		
3	120,000	90,500	72,700	60,500	51,900	47,200	39,100	31,900	27,400	23,800	20,100	18,200	15,700	13,400		
4	124,400	94,500	75,800	63,500	54,000	49,600	41,600	34,100	29,400	25,800	21,900	19,900	16,800	14,000		
5	128,800	98,500	79,000	66,500	56,100	51,800	43,700	36,200	31,500	27,900	23,800	21,600	17,900			
6	133,200	102,500	81,900	69,600	58,200	53,900	45,700	38,300	33,600	30,000	25,800	23,200	19,000			
7	137,600	106,500	84,800	72,700	60,300	55,900	47,700	40,400	35,500	31,900	27,900	24,300				
8	142,000	110,300	87,700	75,800	62,400	57,800	49,700	42,000	37,400	33,800	29,600	25,300				
9		113,300	90,000	79,000	64,500	59,700	51,700	43,600	39,300	35,400	30,800	26,200				
10		115,700	92,300	81,300	66,600	61,600	53,500	45,100	41,100	37,000	31,900	27,000				
11			94,500	83,600	68,700	63,100	54,800	46,300	42,700	38,600	33,000	27,800				
12			96,300	85,700	70,600	64,600	55,900	47,500	44,200	40,000	34,100	28,600				
13				87,500	72,300	65,900	56,900	48,500	45,100	40,900	35,200					
14					73,800	67,200	57,900	49,500	46,000	41,800	36,200					
15					75,200	68,400	58,900	50,400	46,900	42,700	37,000					
16					76,600	69,600	59,900	51,300	47,800	43,500	37,800					
17								52,200	48,700	44,300						
18									49,600	45,100						
19									50,500	45,900						
20									51,400	46,700						

備考　陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2　昭和三十八年十月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一の改正後の俸給表（この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百七十四号。以下「一般職改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。）に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

（改正前の俸給月額を受けていた期間の通算）

3　前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員（新法第五条第三項の規定により準用する改正後の一般職給与法第六条の三前段の規定により俸給月額を受ける事務官等並びに新法別表第二備考の規定により同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受ける自衛官を除く。）の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項の規定による昇給については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

4　切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間については、政令で定める。

（昇給期間の短縮）

5　昭和三十七年九月三十日において防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七号）による改正前の防衛庁職員給与法の規定により附則別表に掲げられている号俸の号数と同一の号数の号俸による俸給月額を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ総理府令で定めるもの並びに総理府令で定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（同日において旧法第五条第四項の規定により準用する一般職改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の一般職給与法」という。）第八条第六項又は同条第八項ただし書の規定により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。））以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項又は同条第八項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で総理府令で定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とある

附則別表

イ　事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受けていた職員についての表

俸給表＼職務の等級	1等級	2等級	3等級
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1—13	1—14	4—23

ロ　一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受けていた職員についての表

俸給表＼職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職俸給表(一)		1—13	1—14	1—19	5—19	9—19	12—18
行政職俸給表(二)	5—29	11—29	14—29	21—30	28—33		
教育職俸給表(一)		1—23	3—24	6—28	12—28	15—27	
研究職俸給表		1—22	5—27	12—30	15—29		
医療職俸給表(一)		1—16	1—19	3—23	10—26		
医療職俸給表(二)	1—13	1—16	7—21	12—25	15—23		
医療職俸給表(三)	2—24	7—24	13—21	17—19			

ハ　自衛官俸給表の適用を受けていた職員についての表

俸給表＼階級										
自衛官俸給表	陸将 陸海空将 乙	陸将補 陸海空将補	陸等空佐 1佐1佐1佐	陸海空等佐 2佐2佐2佐	陸海空等佐 3佐3佐3佐	陸海空等尉 1尉1尉1尉	陸海空等尉 2尉2尉2尉	陸海空等尉 3尉3尉3尉	陸海空等曹 1曹1曹1曹	陸海空等曹 2曹2曹2曹
	1—10	1—12	1—13	1—15	1—15	1—15	5—16	8—19	8—19	10—15

（内閣総理・大蔵大臣署名）

備考　本表中「1—13」等とあるのは、「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

法律第百七十六号（昭三八・一二・二〇）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「別表の判事の最高額」を「一号」に、「その最高額」を「一号の報酬月額」に改める。

第九条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例に準じ」の下に「、第十五条に定める報酬月額の報酬又は特号の報酬を受ける判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める者の例に準じ」を加え、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による」を削り、同条第二項中「高等裁判所長官」の下に「及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は特号の報酬を受ける判事」を加える。

のは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。

（切替日から施行日までの間に異動した職員等の俸給月額等の調整）

6　切替日から施行日の前日までの間において、旧法の規定により新たに同法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

7　昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（改正前の俸給月額の基礎）

8　附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（政令への委任）

9　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（給与の内払）

10　旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（大蔵大臣との協議）

11　附則第五項から第七項までの規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

（防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正）

12　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「（自衛官）を「（一等陸曹」に、「新法第二十三条第二項中「事務次官及び議長にあつては俸給」とあるのは「事務次官及び議長にあつては俸給及び暫定手当」と、「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と」を「新法第二十三条第二項中「事務次官及び議長にあつては俸給」とあるのは「事務次官及び議長にあつては俸給及び暫定手当」と、「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と」に改める。

第十五条中「十一万五千八百円」を「十七万円」に、「七万六千九百円又は六万七千三百円」を「八万二千百円又は七万一千六百円」に、「十万二百円又は九万三千八百円」を「十万九千円又は十万一千六百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分		報酬月額
最高裁判所長官		四〇〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		三〇〇、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		二五〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		二二〇、〇〇〇円
判事	特号	一六〇、〇〇〇円
	一号	一三三、七〇〇円
	二号	一二〇、二〇〇円
	三号	一一六、三〇〇円
	四号	一〇九、〇〇〇円
	五号	一〇一、六〇〇円
	六号	九四、二〇〇円
	七号	八五、六〇〇円
	一号	六四、四〇〇円
	二号	五七、三〇〇円
	三号	五二、〇〇〇円
	四号	四七、三〇〇円
判事補	五号	四三、九〇〇円
	六号	四〇、八〇〇円
	七号	三六、九〇〇円
	八号	三一、〇〇〇円
	九号	二九、六〇〇円
	十号	二六、三〇〇円
	一号	九四、二〇〇円
	二号	八五、六〇〇円
	三号	八二、一〇〇円
	四号	七一、六〇〇円
	五号	六四、四〇〇円
	六号	五七、三〇〇円
	七号	五二、〇〇〇円
簡易裁判所判事	八号	四七、三〇〇円
	九号	四三、九〇〇円
	十号	四〇、八〇〇円
	十一号	三六、九〇〇円
	十二号	三一、〇〇〇円
	十三号	二九、六〇〇円
	十四号	二六、三〇〇円

附則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

2　裁判官が昭和三十八年十月一日以後の分として支給を受ける報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百七十七号（昭三八・一二・一〇）

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例により」の下に「、特号の俸給を受ける検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める者の例により」を加え、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による」を削り、同条第二項中「検事長」の下に「及び特号の俸給を受ける検事」を加える。

第二条の二中「その最高額の」を「一号の」に、「その最高額を」を「一号の俸給月額を」に改める。

第四条中「扶養手当」の下に「及び期末手当」を加える。

第九条中「七万六千九百円又は六万七千三百円」を「八万二千百円又は七万一千六百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	俸給月額
検事総長	三〇〇、〇〇〇円
次長検事	二〇〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	二二〇、〇〇〇円
その他の検事長	二〇〇、〇〇〇円
検事 特号	一六〇、〇〇〇円
検事 一号	一二三、七〇〇円
検事 二号	一二〇、二〇〇円
検事 三号	一一六、三〇〇円
検事 四号	一〇九、〇〇〇円
検事 五号	一〇一、六〇〇円
検事 六号	九四、二〇〇円
検事 七号	八五、六〇〇円
検事 八号	八二、一〇〇円
検事 九号	七一、六〇〇円
検事 十号	六四、四〇〇円
検事 十一号	五七、三〇〇円
検事 十二号	五二、〇〇〇円
検事 十三号	四七、三〇〇円
検事 十四号	四三、九〇〇円
検事 十五号	四〇、八〇〇円
検事 十六号	三六、九〇〇円
検事 十七号	三一、〇〇〇円
検事 十八号	二九、六〇〇円
検事 十九号	二六、三〇〇円
副検事 一号	六四、四〇〇円
副検事 二号	五七、三〇〇円
副検事 三号	五二、〇〇〇円
副検事 四号	四七、三〇〇円
副検事 五号	四三、九〇〇円
副検事 六号	四〇、八〇〇円
副検事 七号	三六、九〇〇円
副検事 八号	三一、〇〇〇円
副検事 九号	二九、六〇〇円
副検事 十号	二六、三〇〇円
副検事 十一号	二四、三〇〇円
副検事 十二号	二四、〇〇〇円

附則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

2　検察官が昭和三十八年十月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

3　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び暫定手当」を「、暫定手当」に改める。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百七十八号（昭三八・一二・二〇）

◎昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律

昭和三十八年度分に限り、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一	警察費	警察職員数	一人につき　七一〇、八〇〇円
二	土木費		
	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　二七五〇
		道路の延長	一メートルにつき　一六九〇〇
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　四二〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき　一一、一八八〇〇
	3 河川費	河川の延長	一メートルにつき　三八一〇
	4 港湾費	港湾（漁港を含む。）における一般公共の用に供される施設の延長	一メートルにつき　二、二三一〇〇
		港湾（漁港を含む。）における一般公共の用に供される施設以外の施設の延長	一メートルにつき　四、四〇〇〇〇
	5 その他の土木費	人口	一人につき　一二八〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき　一、〇四九、六二〇〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき　三五六〇〇

三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	二九五、〇〇〇・〇〇
	学校数	一校につき	七八、九三〇・〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	三〇一、三〇〇・〇〇
	学校数	一校につき	七八、九三〇・〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	五二〇、五〇〇・〇〇
	生徒数	一人につき	四、五四八・〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	一〇二・九〇
	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	九四、九〇一・〇〇
道府県 四 厚生労働費			
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	二八七・〇〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	一二五・〇〇
3 衛生費	人口	一人につき	三〇〇・〇〇
4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき	二八九・〇〇
	失業者数	一人につき	三三、六三〇・〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	二、三四八・〇〇
	農家数	一戸につき	三、八二三・〇〇
2 林野行政費	林野の面積	一町歩につき	二、〇九九・〇〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	一三、四五三・〇〇
4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	七〇七・〇〇
六 その他の行政費			
1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	一・七〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	三九、一〇〇・〇〇

3 その他の諸費	人口	一人につき	四九九・〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一五八、〇〇〇・〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	二五
一 消防費	人口	一人につき	四〇〇・〇〇
二 土木費			
1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	一二・〇〇
	道路の延長	一メートルにつき	一二一・〇
2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	三七七・〇〇
	木橋の延長	一メートルにつき	七八四・〇〇
3 港湾費	港湾（漁港を含む。）における長	一メートルにつき	二、二〇二・〇〇
	港湾（漁港を含む。）における長	一メートルにつき	四、四〇〇・〇〇
	外かく施設の延長		
4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一五九・〇〇
	土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	一一九〇
5 その他の土木費	人口	一人につき	八二六〇

三 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	一、五九〇・〇〇
	学級数	一学級につき	七九、四九九・〇〇
	学校数	一校につき	四五二、二七一・〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	一、七四六・〇〇
	学級数	一学級につき	八七、三一二・〇〇
	学校数	一校につき	四五四、一六一・〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	五一七、七〇〇・〇〇
	生徒数	一人につき	四、四五五・〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	二三六・〇〇
市町村 四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	二五〇・〇〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	七〇五・〇
3 衛生費	人口	一人につき	三一二・〇〇
4 労働費	失業者数	一人につき	三三、六三〇・〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	二、三二五・〇〇
2 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	二七〇・〇〇
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一、七一六・〇〇
六 その他の行政費			
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一二五・〇〇
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	四五八〇
	世帯数	一世帯につき	一八二・〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	七五三・〇〇

	面積	一平方キロメートルにつき	三三七、〇〇〇・〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	二五
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	五七

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前すでに地方団体に交付された昭和三十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、昭和三十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算交付額とみなす。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百七十九号（昭三八・一二・二〇）

◎砂糖消費税法の一部を改正する法律

砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項第一号中「五円」を「一円」に、「七円」を「三円」に、「二十一円」を「十六円」に、「二十七円五十銭」を「二十円五十銭」に、「三十三円五十銭」を「二十五円五十銭」に改め、同項第二号中「五円」を「三円五十銭」に、「十一円五十銭」を「八円五十銭」に改め、同項第三号中「三円」を「二円」に、「十六円」を「十二円」に改める。

第二十条第二項中「四円」を「二円五十銭」に、「十二円五十銭」を「九円五十銭」に改める。

第二十二条第二項中「二十一円」を「十六円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に、砂糖消費税法第五条第二項ただし書の承認を受けて砂糖類を原料として製造した物品について、この法律の施行後に砂糖消費税法第二十三条第二項の規定が適用されることとなつた場合において、当該物品に係る砂糖類について徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に、砂糖消費税法第十五条の二第一項又は第十六条の二第一項の承認を受けて保税地域から引き取られた砂糖類について、この法律の施行後に砂糖消費税法第十五条の二第七項（同法第十六条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなつた場合において、当該砂糖類について徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。

5　この法律の施行前に、砂糖消費税法第十八条第一項第三号に掲げる物品の原料として消費した砂糖類について、この法律の施行後に砂糖消費税法第十八条の二第一項又は第八項の規定が適用されることとなつた場合において、当該砂糖類について徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。

6　砂糖類の製造者が、砂糖消費税法第二十条第二項の承認を受けて、課税済みの砂糖類でこの法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたもの（この法律の施行後に砂糖消費税法第二十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。以下「旧税率適用砂糖類」という。）を原料として製造した第三種甲類の砂糖を、この法律の施行後にその製造場から移出するときは、砂糖消費税法第二十条第二項の規定にかかわらず、当該砂糖に係る砂糖消費税を免除するほか、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月分の同法第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。以下附則第八項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から当該砂糖一キログラムにつき四円の割合で計算した砂糖消費税額に相当する金額を控除する。

7　砂糖類の製造者が、砂糖消費税法第二十条第二項の承認を受けて、旧税率適用砂糖類を原料として製造した第三種乙類の砂糖を、この法律の施行後にその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税の税率は、砂糖消費税法第二十条第二項の規

定にかかわらず、一キログラムにつき四円五十銭とする。

8　砂糖類の製造者が、この法律の施行前に砂糖消費税法第二十条第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖で、砂糖類の製造場にもどし入れ、又は移入されたもの（種別の異なる砂糖となつたものを除く。）を、この法律の施行後にその製造場からさらに移出するときは、砂糖消費税法第二十一条第四項の規定を適用するほか、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月分の同法第十条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から、当該砂糖のうち、第三種甲類の砂糖については一キログラムにつき七円、第三種乙類の砂糖については一キログラムにつき八円の割合で計算した砂糖消費税額に相当する金額を控除する。

9　砂糖消費税法第二十一条第三項及び第八項の規定は、附則第六項及び前項の場合について準用する。

10　砂糖消費税法第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、同法第二十二条第一項の承認を受けて、旧税率適用砂糖類を原料として、この法律の施行後に当該物品を製造した場合には、その者に対して同項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわらず、一キログラムにつき二十一円の割合で計算した金額とする。

11　旧税率適用砂糖類を原料として製造した砂糖消費税法第十八条第一項第三号に掲げる物品を、この法律の施行後に輸出した者に対して砂糖消費税法第二十二条第二項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわらず、当該物品に含まれているしよ糖の重量に応じ、一キログラムにつき二十一円の割合で計算した金額とする。

12　この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「関税法等の特例法」という。）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号。以下「所得税法等の特例法」という。）第四条において準用する場合を含む。）の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類について、この法律の施行後に関税法等の特例法第八条（所得税法等の特例法第四条において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなつた場合及びこの法律の施行前に、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項又は第七条第一項の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類について、この法律の施行後に輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第三項又は第七条第三項の規定が適用されることとなつた場合において、これらの砂糖類について追徴し、又は徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前に例による。

13　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百八十号（昭三八・一二・二一）

◎国会職員法の一部を改正する法律（衆法）

国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「国立国会図書館の館長及び副館長」を「国立国会図書館の館長、副館長及び専門調査員」に改める。

第十六条及び第二十八条中「国立国会図書館の館長」の下に「及び専門調査員」を加える。

附　則

この法律は、昭和三十九年一月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百八十一号（昭三八・一二・二一）

◎公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第一条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは聾学校」を「、聾学校若しくは養護学校」に改め、同条第二項中「又は聾学校」を「、聾学校又は養護学校」に、「事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。）」を「事務職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する事務職員をいう。）」に改める。

第三条第一項ただし書中「特別の事情がある場合においては」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第二項ただし書中「四以下の学級に編制する場合の一学級」を「一の学級に編制する場合」に、「別に政令で定める数」を「四十九人」に改め、同項の表を次のように改める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十五人
	二以上五以下の学年の児童で編制する学級	二十五人
	すべての学年の児童で編制する学級	十五人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十五人
	二以上の学年の生徒で編制する学級	二十五人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人

第三条第三項中「又は聾学校」を「、聾学校又は養護学校」に改める。

第四条を削り、第五条中「第三条第二項若しくは第三項又は前条」を「前条第二項又は第三項」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条各号列記以外の部分中「標準とする」を「標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改め、同条を第六条とする。

一　六学級以上の学校の数に一を乗じて得た数と五学級以下の学校の数に政令で定める数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）との合計数

二　次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

学校規模	乗ずる数
五学級以下の学校	一・二五〇
六学級から十学級までの学校	一・一四〇
十一学級から二十学級までの学校	一・一三〇
二十一学級から三十学級までの学校	一・一二〇
三十一学級以上の学校	一・一一五

三　児童総数に千分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四　児童数が四百人以上の学校の数に一を乗じて得た数

第八条各号列記以外の部分中「及び聾学校」を「、聾学校及び養護学校」に、「盲学校聾学校教職員定数」を「特殊教育諸学校職員定数」に、「標準とする」を「標準として定めるものとする」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改め、同条を第八条とする。

一　学校数に二（肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、三）を乗じて得た数

二　次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	五学級以下の部	一・二五
	六学級から十学級までの部	一・一四
	十一学級から二十学級までの部	一・一三
	二十一学級以上の部	一・一二

三　生徒総数に千二百分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四　生徒数が三百人以上の学校の数に一を乗じて得た数

第九条各号列記以外の部分中「及び聾学校」を「、聾学校及び養護学校」に、「盲学校聾学校教職員定数」を「特殊教育諸学校職員定数」に、「標準とする」を「標準として定めるものとする」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改め、同条を第九条とする。

一　学校数に一を乗じて得た数

二　次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

学校規模	乗ずる数
三学級以下の学校	二・〇〇
四学級から十一学級までの学校	一・六六
十二学級から二十三学級までの学校	一・五三
二十四学級から三十五学級までの学校	一・五〇
三十六学級以上の学校	一・四七

中学部	三学級以下の部	二・〇〇
	四学級から十一学級までの部	一・六六
	十二学級から二十三学級までの部	一・五三
	二十四学級以上の部	一・五〇

三　寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の総数に六分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四　小学部及び中学部の部の数に一を乗じて得た数

第八条の次に次の一条を加える。

第九条　前三条の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

第十条に見出しとして「（教職員定数に含まない数）」を附し、同条各号列記以外の部分中「前三条」を「第六条から第八条まで」に、「盲学校、聾学校教職員定数（以下「教職員定数」と総称する。）」を「特殊教育諸学校教職員定数」に改める。

第十一条を次のように改める。

（報告及び指導又は助言）

第十一条　文部大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ自治大臣に通知して、指導又は助言をすることができる。

附則第二項から附則第五項までを削る。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第二条　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者」の下に「及びこれに準ずる者として政令で定める者」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（学級編制の標準に関する経過措置）

2　公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の標準については、昭和四十三年三月三十一日までの間は、この法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「新法」という。）第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して、毎年度、政令で定める。

（教職員定数の標準に関する経過措置）

3　小学校教職員定数及び中学校教職員定数の標準については、昭和四十三年三月三十一日（政令で定める特別の事情がある都道府県については、昭和四十五年三月三十一日）までの間は、新法第六条及び第七条の規定にかかわらず、学級数の減少及び公立の小学校又は中学校に置かれている教職員の総数を考慮して、毎年度、政令で定める

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第百八十二号（昭三八・一二・二一）

◎義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　無償給付及び給与（第三条―第九条）
第三章　採択（第十条―第十七条）
第四章　発行（第十八条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条・第二十四条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。

2　この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第二十一条第一項（同法第四十条及び第七十六条において準用する場合を含む。）及び第百七条に規定する教科用図書をいう。

3　この法律において「発行」とは、教科用図書を製造し、供給することをいう。

第二章　無償給付及び給与

（教科用図書の無償給付）

第三条　国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条から第十六条までの規定により採択されたものを購入し、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものを除き、義務教育諸学校（国立の義務教育諸学校を除く。）の設置者に無償で給付するものとする。

（契約の締結）

第四条　文部大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

（教科用図書の給与）

第五条　公立及び私立の義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2　国は、第三条の規定により購入した教科用図書のうち国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書を、当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

3　学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前二項の規定にかかわらず、文部省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

（都道府県の教育委員会の責務）

第六条　都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行なうものとする。

（給付の完了の確認の時期の特例）

第七条　第四条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二

百五十六号）第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日以内の日」とあるのは「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

（都に関する特例）

第八条　この章の規定の適用については、特別区の設置する義務教育諸学校は、都の設置する義務教育諸学校とみなす。

（政令への委任）

第九条　この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　採択

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村（市町村の組合を含む。以下この章において同じ。）の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行なう採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条　都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2　選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3　選定審議会は、二十人以内において条例で定める人数の委員で組織する。

（採択地区）

第十二条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部大臣にその旨を報告しなければならない。

4　前三項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行なわなければならない。ただし、学校教育法第百七条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（特別区に関する特例）

第十五条　都の教育委員会は、特別区の存する区域については、特別区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2　第十二条第二項及び第三項の規定は、都の教育委員会が行なう前項の採択地区の設定又は変更について準用する。この場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは、「特別区」と読み替えるものとする。

3　都の教育委員会は、特別区の存する区域については、第一項の採択地区ごとに、当該採択地区内の特別区立の小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

4　第十三条第四項の規定は、前項の採択について準用する。

（指定都市に関する特例）

第十六条　指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2　指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3　第十三条第四項の規定は、前項の採択について準用する。

（政令への委任）

第十七条　この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　発行

（発行者の指定）

第十八条　文部大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法第百七条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一　次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ　破産者で復権を得ないもの

ロ　次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者

ハ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条若しくは第二百三十三条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者

ニ　法人で、その役員のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

二　その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。

2　前項の指定を受けようとする者は、文部省令で定めるところにより、申請書に必要な書類を添えて、文部大臣に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第十九条　文部大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一　前条第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二　虚偽又は不正の事実に基づいて前条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

（報告及び資料の提出）

第二十条　文部大臣は、教科用図書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科用図書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（発行の指示の取消し）

第二十一条　文部大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

（臨時措置法との関係）

第二十二条　教科用図書の発行及び教科用図書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。

第五章　罰則

第二十三条　第二十条の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）において使用する教科用図書については昭和三十九年三月三十一日、中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）において使用する教科用図書については昭和四十年三月三十一日までの間は、適用しない。

（適用除外）

2　昭和三十八年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の無償給付及び給与については、第二章の規定は、適用しない。

（経過規定）

3　昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三条中「第十三条から第十六条までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。

4　当分の間、第五条の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同条の規定にかかわらず、政令で定める。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

5　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「目録」の下に「（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）」を加える。

第七条第一項中「私立の学校の長は、」の下に「採択した」を加える。

第九条に次の一号を加える。

五　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定）

6　昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第六条第一項の規定中「目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）」とあるのは、「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。

（文部省設置法の一部改正）

7　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十二号の二の次に次の二号を加える。

十二の三　義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書を無償とする措置に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議すること。

十二の四　義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与に関すること。

第八条中第十三号の二の次に次の二号を加える。

十三の三　義務教育諸学校において使用する教科用図書の発行者の指定に関すること。

十三の四　義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与を行なうこと。

第二十七条第一項の表中

教科用図書検定調査審議会	検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。
臨時義務教育教科用図書無償制度調査会	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）に基づき文部大臣の諮問に応じて義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書を無償とする措置に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議すること。

を

「

教科用図書検定調査審議会	検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。

」

に改める。

（文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正）

8　文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の次に次の一号を加える。

四　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十九条の規定により文部大臣が教科用図書発行者の指定を取り消したとき。

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正）

9　盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「次の各号」を「第二号から第六号まで」に改める。

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

10　当分の間、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものについては、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項各号列記以外の部分中「第二号から第六号まで」とあるのは「次の各号」と読み替えて同項の規定を適用する。

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正）

11　就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教科用図書」を「学用品」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「、同法第二十一条第一項（同法第四十条で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費」を削り、同条第一号中「教科用図書若しくはその購入費、」を削る。

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

12　当分の間、この法律による改正後の就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条に規定する学齢児童又は学齢生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものの保護者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第二条各号列記以外の部分中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「同法第二十一条第一項（同法第四十条で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同条第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同条の規定を適用する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百八十三号（昭三八・一二・二四）

◎生活環境施設整備緊急措置法

（目的）

第一条　この法律は、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上とに寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　生活環境施設　次に掲げる施設をいう。

イ　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水路

ロ　清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第四条に規定する特別清掃地域において収集された屎尿又はごみを処理するために市町村（特別区の存する区域にあつては、都）が設置する施設

二　下水道整備事業　前号イに掲げる施設のうち下水道法第二条第五号に規定する終末処理場以外の施設の設置又は改築に関する事業で、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

三　終末処理場整備事業　下水道法第二条第五号に規定する終末処理場の設置又は改築に関する事業で、都市計画法第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

四　屎尿処理施設整備事業　第一号ロに掲げる施設のうち屎尿を処理するための施設の設置又は改築に関する事業をいう。

五　ごみ処理施設整備事業　第一号ロに掲げる施設のうちごみを処理するための施設の設置又は改築に関する事業をいう。

2　生活環境施設に係る災害復旧事業は、前項第二号から第五号までの規定にかかわらず、下水道整備事業、終末処理場整備事業、屎尿処理施設整備事業又はごみ処理施設整備事業に含まれないものとする。

（整備五箇年計画）

第三条　建設大臣は、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画（以下「下水道整備五箇年計画」という。）の案を、厚生大臣は、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画（以下「終末処理場整備五箇年計画」という。）、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき屎尿処理施設整備事業の計画（以下「屎尿処理施設整備五箇年計画」という。）及び昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべきごみ処理施設整備事業の計画（以下「ごみ処理施設整備五箇年計画」という。）の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、屎尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　五箇年間に行なうべき事業の実施の目標

二　五箇年間に行なうべき事業の量

3　建設大臣及び厚生大臣は、不水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画又は屎尿処理施設整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、下水道の整備の総合的な効果を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならない。

4　建設大臣又は厚生大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、屎尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備

五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

5　建設大臣又は厚生大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、屎尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を、遅滞なく公表しなければならない。

6　前五項の規定は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、屎尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

（整備五箇年計画の実施）

第四条　政府は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、屎尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2　地方公共団体は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、屎尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画に即して、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を行なうように努めなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・厚生・建設・自治大臣署名）

（大蔵省印刷局製造）